

第20回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】令和4年4月21日（木）午後1時30分

【委員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員、森下委員、丸谷議長、野田副議長

【職員】東山事務局長、橋本次長、日出山次長補佐、中川次長補佐兼係長

〔協議事項〕

1 議会基本条例の評価及び検証について

- ・議会基本条例評価・検証シート①（第1条～第10条分）を提示するとともに、前回確認事項となった評価・検証シートの内容について、各会派からの意見を集約。
 - 評価・検証シートの内容については特に異論なし。
- ・評価・検証を進めるに当たり、議会運営委員会との関係性について質疑あり。
 - 本協議会において意見を集約し、会派の合意を得た取組については、議会運営委員会に上げていくことが基本である。
- ・5月9日に開催される議会運営委員会に委員長が出席し、具体的に進めていくことについて報告を行う。
- ・評価・検証について運用規定の設定について提案あり。
 - 評価・検証の手法については、了承を得た上で進めているところである。運用規定の設定については、1年間評価・検証を行った上で必要な事項があれば議論を行うこととなる。
- ・評価・検証シートの作成・提出について
 - 5月9日の議会運営委員会での委員長説明後から作成を行い、提出期限は5月31日として進めていく。

2 小中学生子ども議会について

- ・今期の実施について、各会派からの意見を集約。
 - 2年間中止となっている状況を踏まえ、実施に賛成する意見がある一方、新型コロナウイルスの状況が依然として不透明で見通せないことや実施に当たっては、学校スケジュールへの考慮や準備の必要性から実施に反対する意見もあり、合意形成が図れず、今期は中止とする。

○ 次回会議日程 令和4年6月24日（金）本会議終了後

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	目的						
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第1条 この条例は、泉大津市議会（以下「議会」という。）及び泉大津市議会議員（以下「議員」という。）の責務及びあるべき姿を明らかにするとともに、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【条文の解説】 第1条では、議会及び議員の責務を明らかにするとともに、市民と議会との関係など議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が機能を高め、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するというこの条例の目的を定めています。</p>						
取組状況	<p>〈評価・検証対象外〉 この条は、本条例制定の目的を規定しているものであり、評価・検証の対象外とする。</p>						
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: none;"></td> <td style="width: 25%; border: none;">A 取組は十分である</td> <td style="width: 25%; border: none;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; border: none;"></td> <td style="width: 25%; border: none;">C さらなる取組が必要</td> <td style="width: 25%; border: none;">D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table>		A 取組は十分である	B 概ねできている		C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
		A 取組は十分である	B 概ねできている				
	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分					
	<p>【評価理由】 〈評価・検証対象外〉 この条は、本条例制定の目的を規定しているものであり、評価・検証の対象外とする。</p>						
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1 有</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2 無</td> </tr> </table>	2	1 有	2 無			
	2	1 有	2 無				
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>						
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>						

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	基本理念					
関係条文 及び条文 の解説	<p>【関係条文】 第2条 議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮するために、情報公開と市民参加を原則とし、地方分権時代にふさわしい市民に身近な存在として、市民の負託にこたえるとともに、絶えずその在り方を検証し、改革に努めるものとする。</p> <p>【条文の解説】 議会の基本理念として、情報公開と市民参加を原則とし、市民の負託にこたえるとともに、開かれた議会、機能向上を図る議会、政治に関心を持つる議会を目指し、絶えず改革に努めることを定めています。</p>					
取組状況	・令和元年以降、議会改革検討協議会を20回開催し、議会の機能の充実強化、議会審議等の活性化及び議会活動の透明性等の向上に向けた調査及び検討を行っている。 ※令和4年4月21日現在					
評価	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">A 取組は十分である</td> <td style="width: 50%;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td>C さらなる取組が必要</td> <td>D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>		A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
A 取組は十分である	B 概ねできている					
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分					
条文改正 の必要性	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 有</td> <td style="width: 50%;">2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>		1 有	2 無		
1 有	2 無					
今後の取 組の方向 性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>					

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	議員のあるべき姿				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>第3条 議員は、議会を構成する一員として、本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じ、議案の提出を行うものとする。</p> <p>2 議員は、市民の多様な意見を市政に適切に反映させるため、市政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて市長等に対し、資料の提出や説明を求めることができるものとする。</p> <p>3 議員は、その活動について市民への広報に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、その資質の向上に向け、不断の研さんに努めなければならない。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>議員のあるべき姿として、議員自ら議案の提出を行うこと、調査研究を行うこと、議員の活動について市民への広報に努めること、資質向上のため、不断の研さんに努めること等を定めています。</p>				
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会提出議案件数（選挙・選任を除く） 令和元年度 9件（意見書5件、請願1件、その他3件） 令和2年度 18件（意見書9件、請願1件、その他8件） 令和3年度 14件（意見書6件、決議2件、その他6件） ・ 議員それぞれが、さまざまな手段を講じ、議会活動に関する情報発信を行っているほか、研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。 				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">A 取組は十分である</td> <td style="width: 50%; border: none;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">C さらなる取組が必要</td> <td style="border: none;">D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>	A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
A 取組は十分である	B 概ねできている				
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分				
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">1 有</td> <td style="width: 50%; border: none;">2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	1 有	2 無		
1 有	2 無				
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>				

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	会派
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第4条 議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。</p> <p>【条文の解説】 会派は、議会運営の円滑化や効率化のため、同じような意見、考え方を持った議員が集まって結成します。市政に関する種々の問題を多面的に討議し、合意形成を図ることにより、充実した議会活動が期待できるとしたものです。第4条では、この会派の根拠を定めています。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本市議会には7会派があり、意見書などの議会議案についての調整や、議会運営の課題等に関して、意見集約に努めている。 ・会派代表者会議開催数 令和元年度 3回（議会運営に関する件2回、義援金に関する件1回） 令和2年度 2回（議員の身分に関する件2回）
評価	<p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p>
	【評価理由】
条文改正の必要性	<p>1 有 2 無</p>
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】
今後の取組の方向性	【意見等があれば記載してください】

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	議会のあるべき姿				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第5条 議会は、透明性及び公正性を確保し、市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。 2 情報の公開の推進については、別に条例の定めるところによる。</p> <p>【条文の解説】 前文に明記している3本の柱の1つ「市民のための、市民にわかりやすい、市民に開かれた議会」の実現のための議会のあるべき姿を定めています。</p>				
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長選挙は、従来、指名推選を行っていたが、経過を明らかにし、透明性のある議会を目指すため、令和元年度から所信表明演説会を開催したうえで、投票により行っている。 ・本会議での採決の状況について、ホームページ等を通じ公開している。 ・傍聴者の服装（コート・マフラー着用等）に制限を加える規則の見直しや、議場傍聴席の手すり設置など、開かれた議会の環境づくりに努めている。 				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">A 取組は十分である</td> <td style="width: 50%;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td>C さらなる取組が必要</td> <td>D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table>	A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
	A 取組は十分である	B 概ねできている			
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分				
【評価理由】					
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 有</td> <td style="width: 50%;">2 無</td> </tr> </table>	1 有	2 無		
	1 有	2 無			
【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】					
今後の取組の方向性	【意見等があれば記載してください】				

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	適切かつ効果的な議会運営				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>第6条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、議案の審議等に当たり、適切かつ効果的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 定例会の回数については、別に条例の定めるところによる。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>議会は、意思決定機関として、合意して決定する責任を深く求められるものであり、多様な意見を集約、反映させるためには、その運営については、適切かつ効果的な議会運営が求められることから、このように定めています。</p>				
取組状況	<p>・重点的に審査及び調査を行うため、令和2年度から市立病院整備対策特別委員会を新たに加えるなど、適切かつ効果的な議会運営に努めている。</p>				
評価	<table border="0"><tr><td>A 取組は十分である</td><td>B 概ねできている</td></tr><tr><td>C さらなる取組が必要</td><td>D 取組が極めて不十分</td></tr></table>	A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
	A 取組は十分である	B 概ねできている			
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分				
【評価理由】					
条文改正の必要性	1 有 2 無				
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】				
今後の取組の方向性	【意見等があれば記載してください】				

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	情報通信技術の積極的活用				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第7条 議会は、議会運営の効率化、迅速化、省資源化等に資するため、情報通信技術を積極的に活用するものとする。 2 情報通信技術の積極的活用については、別に定めるものとする。</p> <p>【条文の解説】 議会活動の活性化及び効率的な議会運営を図るために、情報通信技術を積極的に活用していくことを定めています。</p>				
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を用いた電子媒体による本会議・委員会等の本格的な運営を開始し、ペーパーレスによる省資源化や議会運営の効率化が図られている。 ・カレンダーアプリ機能を活用し、議会スケジュールの共有を図っている。 ・事務局から開催通知や市の情報等を迅速に伝達するため、Eメール送信により、各種通知を行っている。 				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">A 取組は十分である</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C さらなる取組が必要</td> <td style="text-align: center;">D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>	A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
A 取組は十分である	B 概ねできている				
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分				
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 有</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	1 有	2 無		
1 有	2 無				
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>				

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	定数				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>第8条 議会は、議員の定数について、市民の意思を市政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>2 議員の定数については、別に条例の定めるところによる。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>議員定数は、市民の意見を市政に十分反映させるための重要な要素であることから、適宜、適切な見直しを行うことを定めています。</p>				
取組状況	<p>・泉大津市議会議員定数条例を平成30年3月26日付けで改正し、今任期から議員定数1名を減じ16名としている。</p>				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">A 取組は十分である</td> <td style="padding: 5px;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">C さらなる取組が必要</td> <td style="padding: 5px;">D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>	A 取組は十分である	B 概ねできている	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
A 取組は十分である	B 概ねできている				
C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分				
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">1 有</td> <td style="padding: 5px;">2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	1 有	2 無		
1 有	2 無				
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>				

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	自由な議論の場の設置						
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な議論の場を設置すること等により、議員間の意思疎通の円滑化に努めなければならない。</p> <p>2 議員間討議の詳細については、別に定めるものとする。</p> <p>【条文の解説】 合議機関（複数の人で議論をし、物事を決定する機関）である議会は、議論を重ねることで、その機能を果たすことができるものであることから、新たな取り組みとして、活発に議論を行い意思疎通を図るための議論の場を設置すること等を定めています。</p>						
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書及び決議については、意見書調整の場で議会運営委員会委員が、各会派の意見を確認し、積極的に議論を行い、修正案の可能性も含めて調整に努めている。 ・議員間討議については、開催実績なし。（令和元年度～令和4年度） <div style="text-align: right;">※令和4年4月21日時点</div> 						
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"></td> <td style="border: none;">A 取組は十分である</td> <td style="border: none;">B 概ねできている</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">C さらなる取組が必要</td> <td style="border: none;">D 取組が極めて不十分</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>		A 取組は十分である	B 概ねできている		C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分
	A 取組は十分である	B 概ねできている					
	C さらなる取組が必要	D 取組が極めて不十分					
条文改正の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">1 有</td> <td style="border: none;">2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	1 有	2 無				
1 有	2 無						
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>						

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート①

会派名 ()

評価項目	政策討論会の開催	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第10条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を持ち、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。 2 政策討論会の詳細については、別に定めるものとする。</p> <p>【条文の解説】 市政に関する重要な政策及び課題について、合意形成を得るための政策討論会を開催することができることを定めています。</p>	
取組状況	<p>・政策討論会については、開催実績なし。(令和元年度～令和4年度) ※令和4年4月21日時点</p>	
評価	<p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p>	
	<p>【評価理由】</p>	
条文改正の必要性	<p>1 有 2 無</p>	
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>	

委員提案の運用規定（案）

泉大津市議会基本条例運用基準に下記の運用規定を設ける。

9. 基本条例の評価・検証のための運用規定

- (1) 泉大津市議会基本条例（以下基本条例という）における評価・検証は、一期4年任期の最終年度に議論の結果をまとめ、公表するものとする。
- (2) 基本条例の評価・検証は、議会基本条例検証委員会を設置し、協議するものとする。
- (3) 「議会基本条例検証委員会」は、任期の最終年度に報告書にまとめ、市民を交えた報告会を開催するものとする。
- (4) 基本条例の評価・検証の協議は、全議員の合意形成に努めるものとするが、議論がまとまらない場合は、両論併記としたうえで報告書にまとめ、市民との議論に付すものとする。
- (5) 基本条例の「基本理念」に基づき、公開と市民参加を原則として、常に市民の視点に立った基本条例の評価・検証に努めるものとする。